

大和市公園愛護会の登録及び交付金に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月18日

大和市長 古谷田 力

大和市公園愛護会の登録及び交付金に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市公園愛護会の登録及び交付金に関する要綱（平成21年大和市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、公園美化の推進及び施設の保全を図ることにより、緑に対する愛護思想を普及し、緑を保全し、及び緑化を推進することを目的として」を、「育成し、」の次に「及び」を加え、「より、公園美化の推進及び施設の保全を図り、もって、緑に対する愛護思想を普及し、緑を保全し、及び緑化を推進することを目的」を「ついて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるものほか、必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第2項中「10人」を「5人」に改める。

第4条第1項第1号中「月1回以上」を「年12回以上（月1回程度）」に改める。

第5条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「定める援助」を「掲げる支援」に改める。

第6条第1項中「交付金は」を「市長は、愛護会に対し」に改め、「応じて」の次に「交付金を」を加える。

第7条第1項中「、当該年度の予算の範囲内で」を削り、「よるもの」を「掲げる公園等の面積の区分に応じ、それぞれ同表金額（年額）の欄に定める額」に改め、同項の表交付金（年額）の欄中「交付金」を「金額」に改め、同条第2項中「公園愛護会」を「愛護会」に、「とし、その他の公園等については、」を「に当該公園等以外の公園等」に、「加算するもの」を「加算した額」に改める。

第8条中「公園愛護会」を「愛護会」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第10条とする。

別表中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。